

社会福祉法人芳龍福祉会

## 競争入札参加者心得

(趣旨)

第1 この心得は、社会福祉法人芳龍福祉会（以下「本会」という。）が行う工事又は製造の請負、物件の買入れ、業務委託等の契約に係る競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。指名競争入札において指名された者を含む。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2 入札参加者は、その入札金額に100分の5を乗じて得た額以上（単価による入札の場合にあっては、そのつど本会理事長（以下、「理事長」という。）が定める定額）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に本会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき、その他、入札保証金の納付を要しないものとされたときは、この限りでない。

2 前項の入札保証金は、入札時限前に本会へ納付して入札保証金保管証書を受領し、これを入札の際入札担当職員に提示しなければならない。

(入札保証金の還付等)

第3 入札保証金は、落札者の決定後に還付する。ただし、落札者に係るものについては、当該落札者との間に契約が成立した後に還付する。

2 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は、本会に帰属する。

3 入札保証金には、利子を付さない。

(入札)

第4 入札参加者は、契約書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、これらの書面の記載内容等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、あらかじめ入札執行通知において示した日時及び場所において、入札担当職員の指示に従い入札箱に投入しなければならない。なお、郵便又は電信による入札は、これを認めない。

3 入札書は、かい書で記入しなければならない。なお、金額については、アラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」又は「金」を記入しなければならない。

4 本会があらかじめ求めた場合は、入札書に積算内訳書を添付して、入札箱に投入しなければならない。なお、入札書の金額と積算内訳書の「入札金額」欄の金額は、同額とすること。

(入札の辞退)

- 第5 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札執行前には、入札辞退届と入札執行通知を契約担当職員に郵送して行う。
  - 3 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札担当職員に直接提出して行う。
  - 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札参加者の義務)

- 第6 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、自己が当該入札に参加することをみだりに表明してはならない。
  - 3 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無の問合せをしてはならない。

(代理人による入札)

- 第7 代理人によって入札しようとする者は、委任状を提出しなければならない。ただし、入札書の役職、氏名及び使用印鑑が代表者と一致する場合は、委任状の提出は不要とする。
- 2 前項の代理人について、その資格が真実性を欠くとき、その他不適正と認めるときは、これを拒否することがある。

(入札執行の協力)

- 第8 入札参加者は、入札担当職員の指示に従い、入札が正常に執行されるように協力しなければならない。

(入札の中止等)

- 第9 天災地変その他の理由により、入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

(入札書の書換え等の禁止)

- 第10 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

- 第11 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。
- 2 入札者は、前項の開札に立ち会わなければならない。
  - 3 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本会職員を立ち会わせる。

(無効の入札)

- 第12 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加することができる資格がない者のした入札
- (2) 入札保証金を要する入札について、入札時限までに所定の保証金を納付しない者のした入札
- (3) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- (4) 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (5) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- (6) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (7) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (8) 郵便による入札又は電信による入札
- (9) その他入札の条件に違反した入札

(落札者の決定)

第13 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、第14の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第14 工事又は製造の請負の契約に係る入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 工事又は製造の請負の契約に係る入札において、最低制限価格が設けられているときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第15 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないとき（最低制限価格が設けられている場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札を行う。

2 前項の再度入札は、原則として2回（初度入札を含め3回）を限度とする。

3 初度入札または再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札または再々度入札に参加することができない。

(くじによる落札者の決定)

第16 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない本会職員がくじを引く。

(契約保証金)

第17 落札者は、契約を締結する日時までに契約金額に100分の10を乗じて得た額以上(単価によるもの、長期間の継続的給付を目的とするものその他この率によることが著しく実態に即さないものについては、そのつど理事長が定める定額)の契約保証金を納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に本会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、その他、契約保証金の納付を要しないものとされたときは、この限りでない。

2 契約保証金は、契約内容に従った履行を終わった後に還付する。

3 契約保証金には、利子を付さない。

(契約書の作成)

第18 落札者は、落札決定の通知を受けた後、速やかに契約書に記名押印しなければならない。なお、落札決定の通知は本会理事会の承認後となる。

2 契約書の作成を省略する場合は、落札者は請書を提出しなければならない。

(関係法令の遵守等)

第19 入札に際しては、関係法令を遵守しなければならない。

附 則

この心得は、令和6年10月1日から施行します。